

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

退職時に支給される賞与は退職所得？

Q：私は、今年の9月で定年退職しました。そこで、会社から、退職金として2,000万円を支給されましたが、その中には賞与としての金額が50万円含まれているそうです。2,000万円全額が退職所得とされるのでしょうか。

A：賞与部分の50万円は給与所得に該当し、退職所得とされるのは、1,950万円となります。

【解説】

会社によっては、賞与の支給月以外の月に退職する者について、賞与の計算期間の開始日から退職の時までの期間に応じて計算した賞与を、退職金と併せて支給しているところもあるようです。

ところで、所得税法上の退職手当等とは、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることとなる給与のことをいい、退職に際し、又は退職後に使用者から支払われる給与であっても、その支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している者に支払われる賞与などと同じ性質を有するものは、退職手当等には該当しません。

ご質問の賞与部分の金額というのは、退職しない他の使用人にも所定の時期になれば支給されるものであり、あなたが在職していたならば同じ時期には、当然に支払われるものと思われまますので、退職所得とはされず、給与所得として取り扱われます。

